

## 資治通鑑 第 205 卷

【唐紀二十一】 起玄默執徐，盡柔兆涒灘，凡五年。

■唐（周）、**突厥**突厥、**吐蕃**吐蕃、続国訳漢文大成 経子史部 第 12 卷 025p

### 則天順聖皇后中之上長壽元年（壬辰，692年）

■正月（元嘉曆では前年十一月），戊辰（4-4+1=1日）朔，太后は萬象神宮に享す。（はじめ天壽三年、四月に如意と改元、九月に長壽と改元。天壽）

■臘月（元嘉曆では前年十二月），故の于闐王の尉遲伏闐雄之子の瑕を立てて于闐王と為す。

#### 【則天武后を巡る権力抗争】

■ 存撫使の推薦の試官、太后の政治 春，一月，丁卯（3-3+1=1日），太后は存撫使（前卷天授元年に派遣）が擧げる所の人を引見し，賢愚を問う無く，悉く擢用を加え，高き者は鳳閣舍人、給事中に試み，次は員外郎、侍御史、補闕、拾遺、校書郎（正九品上）に試みる。試官は此より始まる。時の人は之が語を為して曰く、

「補闕は車を連ねて載せ，拾遺は斗を平らかにして量る。權（齊魯は四齒の杷を權とす、くまで）は推す侍御史，碗は脱す校書郎。」

舉人の沈全交有り之に續けて曰く、

「糊心（心×、麪粘）の存撫使，謎（物が目の中に入る）目の聖神皇。」

御史の紀先知之擒とする所と為り，其の朝政を誹謗するを劾し，（12-026 p）之を朝堂に杖ち，然る後に法に付せんと請い，太后は笑いて曰く、

「但だ卿の輩をして濫ならざら使めば，何ぞ人の言を恤えん！宜しく其の罪を釋すべし。」

先知は大いに慚じる。太后は濫するに祿位を以てし、天下の人心を収めると雖も、然れども職に稱わざる者は、尋ぎて亦た之を黜け、或は刑誅を加える。刑賞之柄を挟み以て天下を駕御し、政は己由り出で、明察にして善く斷じ、故に當時の英賢も亦た競いて之が用を為す。

■ 魏元忠は郭霸を憎む 寧陵（宋州に属す。河南省開封道寧陵県、現・商丘市寧陵県）の丞の廬江（漢の龍舒県、廬江郡に属す。梁は湖州をおく。隋は州を廢して廬江県と為し、廬州に属す。安徽省安慶道廬江県、現・合肥市廬江県）の郭霸は謫諛（統は諂諛）を以て太后を干し、<sup>おか</sup>監察御史に拜せらる。中丞の魏元忠は病み、霸は往きて之を問い、因りて其の糞を嘗め、喜びて曰く、

「大夫（中丞なるに、呼びて大夫）の糞は甘ければ則ち憂う可し。今苦し、<sup>いた</sup>傷む無き也。」

元忠は大いに之を惡み、人に遇えば輒ち之を告げる。戊辰（4-3+1=2日），夏官尚書の楊執柔を以て同平章事とす。執柔は、恭仁の弟之孫也，太后は外族なるを以て之を用いる。

■ 東都の外城建設 初め，隋の煬帝は東都を作るも（180卷大業元年にあり），外城は無く，僅に短垣有り而して已む，是に至り，鳳閣侍郎の李昭徳は始めて之を築く。

■ 唐室関係者の苦惱 左台中丞の來俊臣は羅告す、

「同平章事の任知古、狄仁傑、裴行本、司農卿の裴宣禮、前文昌左丞の盧獻、御史中丞の魏元忠、潞州刺史の李嗣真是反を謀る。」

是より先，來俊臣は敕を降すを奏す、

「請う、一問して即ち反を承する者は死を減ずるを得ん。」

知古等が獄に下るに及び、俊臣は此を以て之を誘い、仁傑は對えて曰く、

「大周は革命し、萬物は惟れ新たなり、唐室の舊臣は、甘んじて誅戮に従う。反は是れ實なり！」

俊臣は乃ち少しく之を寛める。判官（俊臣の属官）の王德壽は仁傑に謂って曰く、

「尚書は定めて死を減ぜん矣。德壽は業に驅策を受け、少階級を求めんと欲し、尚書が楊執柔を引くを煩わさん、可なる乎？」

仁傑は曰く、

「皇天后土は狄仁傑を遣（続は使？）わして此の如き事を為さしむ！」

頭を以て柱に觸れ、血流れて面を被う。德壽は懼れ而して之を謝す。

■ 〔侯思止は魏元忠を鞠す〕 侯思止は魏元忠を鞠し、元忠の辭氣は屈せず。思止は怒り、命じて倒して之を曳かしむ。元忠は曰く、

「我は薄命なり、譬えば驢より墜ち如く、足は鐙に<sup>かか</sup>結りて、曳く所と為るが如き耳。」

思止は愈々怒り、更に之を曳き、元忠は曰く、

「侯思止、汝は若し魏元忠の頭を須いれば則ち截り取れ、何ぞ必ずしも反を承せ使めん也！」

■ 〔來俊臣の小細工〕 狄仁傑は既に反を承し、有司は報を待ちて刑を行わんとし、復た嚴備せず。仁傑は衾帛を裂き冤狀を書き、綿衣中に置き、王德壽に謂って曰く、

「天の時は方に熟す、請う家人に授けて其の綿を去らん。」

德壽は之を許す。仁傑の子の光遠は書を得、之を持ちて變と稱（続は告）し、召見するを得たり。則天は之を覽、以て俊臣に問い、對えて曰く、

「仁傑等は獄に下る、臣は未だ嘗て其の巾帶を<sup>うば</sup>褫わず、寢處は甚だ安し、苟くも事實無し、安んぞ肯えて反を承せん！」

太后は通事舎人の周絢（続は絢林×）をして往きて之を視使め、俊臣は暫く仁傑等に巾帶を假し、西に羅立せしめ、絢をして之を視使む。絢は敢えて視ず、唯だ東顧して唯諾し而して已む。俊臣も又た詐りて仁傑等が死を謝する表を為り、絢をして之を奏せ使む。（12-027p）

■ 〔太后は仁傑らを殺さず〕 樂思晦（前卷二年にあり）の男は未だ十歳ならず、司農に没入す、變を上り、召見するを得る。太后は狀を問い、對えて曰く、

「臣の父は已に死し、臣の家は已に破れ、但だ惜しむ、陛下の法は俊臣等の弄する所と為る。陛下は臣の言を信じず、乞う朝臣之忠清にして、陛下の素より信任する所の者を擇び、反狀を為り以て俊臣に付せ、反を承せざる無し矣。」

太后は意は稍寤り、仁傑等を召見し、問いて曰く、

「卿が反を承するは何ぞ也？」

對えて曰く、

「承せずんば、則ち已に拷掠に死す矣。」

太后は曰く、

「何為れぞ死を謝する表を作れるや？」

對えて曰く、

「之れ無し。」

表を出して之を示す、乃ち其の詐りを知り、是に於いて此の七族を出す。庚午（6-3+1=4日）、知古を江

夏（本は漢の沙美県、江夏郡に属す。唐は鄂州に属す。湖北省江漢道武昌県、現・武漢市江夏区）の令に、**仁傑**を彭澤（江州に属す、江西省潯陽道彭澤県、現・九江市湖口県彭澤県）の令に、**宣禮**を夷陵の令に、**元忠**を涪陵（涪州の治所、四川省東川道涪陵県、現・重慶市涪陵区）の令に、**獻**を西郷（漢の成固県。蜀は西郷県を置く。北魏は洋州治所。陝西省漢中道西郷県の南、現・漢中市西郷県）の令に貶す。**行本**、**嗣真**を嶺南に流す。

■ **[太后側近のせめぎ合い]** 俊臣は**武承嗣**等と固く之を誅せんと請い、太后は許さず。俊臣は乃ち獨り、「行本の罪は尤も重し、請う之を誅せん」

と稱す。秋官郎中の**徐有功**は之を駁し、以為く、

「明主は更生之恩有るに、俊臣は將順する能わず、恩信を虧損す。」

殿中侍御史の貴郷（北魏は館陶の西界を分けて貴郷県を趙城に置く。直隸省大名道大名県、現・邯鄲市大名県）の**霍獻可**は、**宣禮**之甥也、太后に言つて曰く、

「陛下は**裴宣禮**を殺さざれば、臣は請う命を前に隕さん。」

頭を以て殿階に觸れ、血流れて地を沾し、以て人臣為るもの其の親に私せざるを示す。太后は皆な聽さず。**獻可**は常に綠帛を以て其の傷を裹み、微しく之を帕頭（束髮頭巾）下に露わし、太后が之を見以て忠と為さんことを冀う。

■ **[選舉之法]** 甲戌（10-3+1=8日）、補闕の**薛謙光**は上疏し、以為く、

「選舉之法は、宜しく實才を得るべし、取捨之間に、風化の繋る所なり。今之選人は、威な舉を覓むと稱し、奔競して相い尚び、喧訴して慚じる無し。才の應に邦を經すべきに至りては、惟だ策を試み令む。武の能く敵を制するは、止だ弧を彎くを驗す。昔漢の**武帝**は**司馬相如**の賦を見（漢の司馬相如は子虚の賦を為り、武帝は讀みて之を善しとし、朕は獨り此の人と時を同じくせざるを恨むと。楊得意は曰く、臣の邑人司馬相如は自ら言う、此の賦を作れりと。上は召して以て郎と為す。後に孝文園の令と為り、病みて免じて卒す）、時を同じくせざるを恨み、之を朝廷に置くに及びては、文園の令に終わる、其の公卿之任に堪えざるを知るが故也。**吳起**（春秋戦国の軍事家）は將に戰わんとし、左右は劍を進め、起は曰く、『將者は鼓を提げ桴を揮い、敵に臨み疑いを決す、一劍之任は、將の事に非ざる也。』然らば則ち虚文は豈に以て時を佐けるに足らんや、善射は豈に以て敵に克つに足らんや！要は文吏は其の行能を察し、武吏は其の勇略を觀、官に居る之臧否を考え、舉者の賞罰を行うに在る而して已む。」

■ **[賕賄を断る泉獻誠を殺す]** 來俊臣は金を左衛大將軍の**泉獻誠**に求め、得ず、誣うるに反を謀るを以てし、獄に下す。乙亥（11-3+1=9日）、之を縊殺す。

■ 庚辰（16-3+1=14日）、司刑卿、檢校陝州刺史の**李游道**は冬官尚書、同平章事と為る。

■ **[吐蕃]** 二月、己亥（35-33+1=3日）、吐蕃の党項（タングート）の部落萬餘人は（12-028p）内附す、十州を分置す。

■ 戊午（54-35+1=20日）、秋官（刑部）尚書の**袁智弘**を以て同平章事とす。

■ 夏、四月、丙申（32-32+1=1日）、天下に赦し、改元して如意とす。

■ **[屠殺魚捕禁止令]** 五月、丙寅（2-1+1=2日）、天下の屠殺及び魚蝦を捕えるを禁ず。江淮は旱、饑し、民は魚蝦を采るを得ず、餓死者は甚だ衆し。右拾遺の**張德**は、男を生みて三日、私に羊を殺し同僚に會し、補闕の**杜肅**は一飯を懷き、上表して之を告げる。明くる日、太后は仗に對して、**德**に謂つて曰く、

「聞く卿は男を生み、甚だ喜ぶと。」

**德**は拜謝す。太后は曰く、

「何く従り肉を得るや？」

徳は叩頭して罪に服す。太后は曰く、

「朕は屠宰を禁ずれども、吉凶に預らず。然るに卿は今より客を召くには、亦た須く人を擇ぶべし。」

肅の表を出して之を示す。肅は大いに慚じ、朝を擧げて其の面に唾せんと欲す。

■ **吐蕃** **〔吐蕃の酋長の内附相次ぐ〕** 吐蕃の酋長の**曷蘇**は部落を帥いて内附せんと請う、右玉鈴衛將軍の**張玄遇**を以て安撫使と為し、精卒二萬を將いて之を迎えしむ。六月(元嘉曆五月閏月か)、軍は大渡水の西に至り、**曷蘇**は事洩れ、國人の擒とする所と為る。別部の酋長の**咎捶**(さんずい)は羌蠻八千餘人を帥いて内附し、**玄遇**は其の部落を以て萊川州(旧唐書吐蕃傳には葉川州)を置き而して還る。

■ **〔徐堅の寛刑の上疏〕** 辛亥(47-31+1=17日)、萬年の主簿の**徐堅**は上疏す、以為く、

「書に五聽(周禮に、小司寇は五聽を以て獄訟を聴き民情を求める。一に曰く、辭聽は其の言を出す所を観るに直ならざれば則ち煩なり。二に曰く、色聽は其の顔色を観るに、直ならざれば則ち赧然たり。三に曰く、氣聽は直ならざれば則ち喘ぐ、四に曰く耳聽は其の聽聆を観るに、直ならざれば則ち惑う。五に曰く目聽は其の眸子を観るに、直ならざれば則ち眊然たり)之道に有り、令に三覆之奏

(193卷太宗貞觀五年にあり)を著わす。竊に見るに**比** このごろ 敕有り反者を推按するに、使者をして實を得令め、即ち斬決を行う。人命は至って重く、死すれば再び生きず、萬一枉を懷き、聲を呑み族を赤するは、豈に痛ましからず哉！此れ奸逆を肅にして而して典刑を明らかにするに足らず、適々威福を長じ而して疑懼を生じる所以なり。臣は望む、此の處分を絶ち、法に依りて覆奏せんことを。又た、法官之任は、宜しく簡擇を加えるべし、法を用いるに寛平に、百姓の稱する所と為る者有れば、願わくは親しみ而して之に任ずべし。事を處すること深酷にして、人望に允わざる者有れば、願わくは疏んじ而して之を退くべし。」

**堅**は、**齊聃**(201卷高宗咸亨元年にあり)之子也。

■ **〔太后は魏王承嗣を罰せず〕** 夏官(兵部)侍郎の**李昭徳**は密に太后に言つて曰く、

「魏王の**承嗣**の權は太だ重し。」

太后は曰く、

「吾が侄也、故に委ねるに腹心を以てす。」

**昭徳**は曰く、

「侄之姑に於けるは、其の親しきこと子之父に於けるに何如や？子すら猶ほ其の父を篡弑する者有り、況んや侄を乎！今**承嗣**は既に陛下之侄にして、親王と為り、又た宰相と為り、權は人主ひとに侔し、臣は恐るは陛下は久しく天位に安んぜるを得ざらん也！」

太后は矍然として曰く、

「朕は未だ之を思わず。」

■ **〔承嗣も昭徳を誘も罰せず〕** 秋、七月(元嘉曆六月か)、戊寅(14-0+1=15日)、文昌(尚書)左相、同鳳閣鸞台三品の**武承嗣**を以て特進と為し、納言の**武攸寧**を冬官(工部)尚書と為し、夏官尚書、同平章事の**楊執柔**を地官(戸部)尚書と為し、(12-029p)並せて政事を罷む。秋官(刑部)侍郎の新鄭の**崔元綜**を以て鸞台侍郎と為し、夏官侍郎の**李昭徳**を鳳閣(中書)侍郎と為し、檢校天官(吏部)侍郎の**姚璿**を文昌左丞と為し、檢校地官侍郎の**李元素**を文昌右丞と為し、司賓卿(鴻臚卿)の**崔神基**と並せて同平章事とす。**璿**は、**思廉**(隋唐に事える)之孫。**元素**は、**敬玄**(高宗の相)之弟也。辛巳(17-0+1=18日)、營繕大匠(光宅に將作監を改めて營繕監と為す)の**王璿**を以て夏官尚書、同平章事と為す。**承嗣**も亦た**昭徳**を太后に毀り、太后は曰く、

「吾は**昭徳**に任じ、始めて安眠を得たり、此れ吾が勞に代わる、汝は言う勿れ也。」

是の時、酷吏は恣横にして、百官は之を畏れ足を側ち、昭徳は獨り其の奸を廷奏す。太后は祥瑞を好み、白石の赤文を獻ずる者有り、執政は其の異なるを詰り、對えて曰く、

「其の赤心なるを以てなり。」

昭徳は怒りて曰く、「此の石は赤心なり、他石は盡く反する邪？」

左右は皆な笑う。襄州人の胡慶は丹漆を以て龜腹に書して曰く、

「天子は萬萬年。」

闕に詣（諧×）りて之を獻ず。昭徳は刀を以て刮り盡くし、奏して法に付すを請う。太后は曰く、

「此の心も亦た悪しき無し。」

命じて之を釋さしむ。

■ **[猫は鸚鵡を食う]** 太后は猫を習し、鸚鵡と共に處ら使め、出して百官に示す。傳觀すること未だ遍かず、猫は饑え、鸚鵡を搏して之を食ひ、太后は甚だ慚ず。

■ **[太后は嚴善思を左遷、ついで戻す]** 太后は垂拱より以來、酷吏を任用し、先ず唐の宗室貴戚數百人を誅し、次に大臣數百家に及び、其の刺史、郎將以下は、勝げて數える可からず。一官を除する毎に、戸婢（官婢の宮中の門戸に直する者）は竊に相い謂つて曰く、

「鬼僕又た來たる矣。」

旬月ならざるに、輒ち掩捕、族誅に遭う。監察御史の朝邑（北魏は馮翊を分けて南五泉県を置く。西魏は朝邑県と改める。隋唐は同州に属す。陝西省関中道朝邑県、現・渭南市大荔県朝邑鎮）の嚴善思は、公直にして敢言す。時に密を告げる者勝げて數う可からず、太后も亦た其の煩わしきを厭ひ、善思に命じて按問せしむ、虚を引き罪に伏す者は八百五十餘人。羅織之黨は之が為に振わず、乃ち相い與に共に善思を構陷す、坐して歡州（安南国、治所は九德県、現・ベトナム・ビン）に流される。太后は其の枉を知り、尋いで復た召して渾儀監（后は司天監を改める）丞（従七品下）と為す。善思の名は譖、字を以て行われる。

■ **[朱敬則の寛刑の諫言]** 右補闕の新鄭の朱敬則は以えらく、太后は本は威刑に任じ以て異議を禁ず、今既に革命し、衆心は已に定まり、宜しく刑を省き寛を尚ぶべし、乃ち上疏して、以為く、

「李斯は秦に相たり（秦紀にあり）、刻薄變詐を用い以て諸侯を屠り、之に易えるに寛和を以てするを知らず、卒に土崩に至る、此れ變を知らざる之禍也。漢の高祖は天下を定め（漢紀にあり）、陸賈、叔孫通は之に説くに禮義を以てし、傳世すること十二、此れ變を知る之善也。文明の草昧（草は造なり昧は蒙なり。造物の始め、冥昧に始まる。后は制を稱するの始め、文明造始の時なるをいう）に、天地屯蒙（屯は物の始め、蒙は物の穉。后が制を稱するの始め、猶ほ天地は物を生ずるの始めの如きをいう）するより、三叔（韓霍諸王を指す）は流言し、(12-030p) 四凶（徐慶業を指し）難を構えるや、鉤距を設けざれば、以て天に應じ人に順う無く、刑名を切にせざれば、奸を摧き暴を息む可からず。故に神器を置き、告端を開き（匱を鑄て以て密を告げるの門を開く）、曲直之影は必ず呈われ、包藏之心は盡く露われ、神道は直を助け、罪除かれざる無く、蒼生晏然として、紫宸は主を易える。然らば而して急趨は善跡無く（步趨を以て喩えと為す）、促柱は和聲少なし（琴瑟を以て喩えと為す）、向時之妙策は、乃ち當に今之芻狗（祭祀の用いる所にして、既に祭るときは之を棄てる）也。伏して願わくは秦、漢之得失を覽、時事之合宜を考え、糟粕之遺てる可きを審かにし（酒を以て喩えと為す。其の滓汁を取り、其のを去る）、蓬廬（傳舍なり。莊子に曰く、蓬廬は以て一宿す可し、而も以て久しく處る可からず）之須く毀つべきを覺り、萋菲（詩に云わく、萋たり菲たり、是の貝錦を成す。彼の人を譖する者は亦た已に大甚だしと。萋菲は小なるをや、貝錦は介蟲の文彩ありて錦に似たる者。則ち萋菲の形に因りて飾りて貝錦を成す意。以て譖者が人の小過に因りて飾りて大罪をなすを喩える）之牙角を去り、奸險之鋒芒を頓らし、羅織之源を窒ぎ、朋黨之跡を掃い、天下の蒼生をして坦然として大いに悦ば使めんことを、豈に樂しからず

哉！」

太后は之を善しとし、賜わるに帛三百段。

■ 〔周矩上疏、制獄は稍衰える〕 侍御史の周矩は上疏して曰く、

「推効之吏は皆な相い矜りて虐を以てし、耳に泥し頭を籠し、枷研（重枷を以て首を研す）楔轂（鉄圍を以て首を轂して楔を加える）、膺を搯き爪を籤き（竹で突く）、發を懸け耳を薰べ、號して『獄持』と曰う。或は累日食を節し、連宵（連夜）緩問し、晝夜搖撼（揺れ動かす）し、眠るを得ざら使む、號して『宿囚』と曰う。此等は既に木石に非ず、且く目前を救わんとし、苟くも死を除（緩くする、遠きなり。法に伏して死するは、獄中に死するに比べて稍除しと為す）くするを求める。臣は竊に輿議を聴くに、皆な天下太平と稱し、何を苦しみて反するを須いるや！豈に告げられる者は儘く是れ英雄にして、帝王たるを求めんと欲する邪？但だ楚毒に勝えず自ら誣うる耳。願わくは陛下は之を察すべし。今滿朝は息を側めて安ぜず、皆な以為えらく、陛下が朝に之と密にし、夕べに之と仇となる、保つ可からざる也。周は仁を用い而して昌んに、秦は刑を用いて而して亡ぶ。願わくは陛下は刑を緩め仁を用いれば、天下は幸甚なり！」

太后は頗る其の言を採り、制獄は稍衰える。

■ 〔太后に齒が生える〕 太后は春秋高きと雖も、善く自ら塗澤し、左右と雖も其の衰えを覺らず。丙戌（22-0+1=23日）、敕するに齒落ち更に生ぜるを以てす、九月、庚子（36-29+1=8日）、則天門に御し、天下に赦し、改元す（長壽）。更に九月を以て社と為す。

■ 制して并州に於いて北都を置く。

■ 〔王弘義の陥るる所流罪〕 癸丑（49-29+1=21日）、同平章事の李游道、王璿、袁智弘、崔神基、李元素、春官侍郎の孔思元、益州長史の任令輝は、皆な王弘義の陥るる所と為り、嶺南に流される。

■ 〔吐蕃〕 〔吐蕃を破り龜茲に安西都護府〕 左羽林中郎將の來子珣は事に坐して愛州（安南、現・ベトナム・タンホア）に流され、尋いで卒す。初め、新豐（雍州に属し、後に昭應と改める。陝西省関中道臨潼県東北、現・西安市臨潼区）の王孝傑は劉審禮に従いて吐蕃を撃ち、副總管と為り、審禮と皆な吐蕃に没す（202 卷高宗儀鳳三年にあり）。（12-031p）贊普は孝傑を見て泣いて曰く、

「貌は吾が父に類す。」

厚く之を禮し、後に竟に歸るを得、右鷹揚衛將軍（光宅に左右武衛を改めて左右鷹揚衛と為す）に累遷す。孝傑は久しく吐蕃に在り、其の虚實を知る。會々西州都督の唐休璟は復た龜茲、于闐、疏勒、碎葉の四鎮を取らんと請い、敕して孝傑を以て武威軍總管と為し、左武衛大將軍の阿史那忠節と兵を將いて吐蕃を撃たしむ。冬、十月、丙戌（22+60-58+1=25日）、大いに吐蕃を破り、復た四鎮（201 卷高宗咸亨元年にあり）を取り、安西都護府を龜茲に置き、兵を發して之に戍せしむ。

## 則天順聖皇后中之上長壽二年（癸巳、693年）

■ 正月（元嘉曆前年十一月）、壬辰（28-28+1=1日）朔、太后は萬象神宮に享し、魏王の承嗣を以て亞獻と為し、梁王の三思を終獻と為す。太后は自ら神宮樂を製し、舞者九百人を用いる。

■ 〔團兒を殺す〕 戶婢の團兒は太后の寵信する所と為り、皇嗣に憾み有り、乃ち、

「皇嗣の妃の劉氏、德妃竇氏は厭咒を為す」

と譖す。癸巳（29-28+1=2日）、妃は德妃と太后に嘉豫殿に朝し、既に退き、同時に之を殺し、宮中に、瘞め所在を知る莫し。德妃は、抗（竇抗は太穆皇后の從兄）之曾孫也。皇嗣は旨に忤うを畏れ、敢えて言わず、

太后の前に居り、容止は自如たり。團兒は復た皇嗣を害せんと欲し、其の情を太后に言う者有り、太后は乃ち團兒を殺す。

■ **[密告政治、徐有功も左遷]** 是の時、密を告げる者は皆な人の奴婢を誘いて其の主を告げしめ、以て功賞を求める。德妃の父の孝謹は潤州刺史と為り、奴有り妄に妖異を為し、以て德妃の母の龐氏を恐れしむ。龐氏は懼れ、奴は夜祠りて禱解せんと請い、因りて其の事を發く。監察御史の龍門の薛季昶に下して之を按ぜしめ、季昶は誣奏して、以為く、

「德妃と同じく祝詛す」

と、先ず涕泣して自ら勝えず、乃ち言つて曰く、

「龐氏の為す所は、臣子の道うに忍びざる所なり。」

太后は季昶を擢んでて給事中と為す。龐氏は斬に當る、其の子の希城は侍御史の徐有功に詣りて冤を訟え、有功は所司に牒して刑を停めしめ、上奏して之を論じ、以て無罪と為す。季昶は奏す、

「有功は惡逆に阿黨す」

と、法に付すを請い、法司は有功を處し罪は絞に當る。令史（侍御史の屬に十七人あり）は以て有功に白し、有功は歎じて曰く、

「豈に我獨り死し、諸人は永く死せざらん邪！」

既に食し、扇を掩い而して寝ねる。人は以為えらく、有功は苟くも自ら強むれども、必ず内に憂懼すと、密に之を伺い、方に熟寝す。太后は有功を召し、迎えて謂つて曰く、

「卿は比獄を按ずるに、失出（誤りて人を出す罪）すること何ぞ多きや？」

對えて曰く、

「失出は、人臣之小過なり。生を好むは、聖人之大徳なり。」

太后は默然とす。是に由りて龐氏は死を減ずるを得、其の三子と皆な嶺南に流され、孝謹は羅州司馬に貶せられ、有功も亦た除名される。

■ **[時政記を月毎に史館に送る]** 戊申（44-28+1=17日）、姚璿は奏す、

「請う宰相をして《時政記》を撰し、月ごとに史館に送ら令めん。」

之に従う。《時政記》は此より始まる。

■ **[皇孫の降格]** 臘月（元嘉曆前年十二月）、丁卯（3+60-57+1=7日）、皇孫の成器を降して壽春王と為し、恆王の成義を衡陽王と為し、楚王の隆基を臨淄王と為し（12-032p）、衛王の隆范を巴陵王と為し、趙王の隆業を彭城王と為し、皆な睿宗之子也。

■ **[婁師徳は寛厚清慎]** 春、一月、庚子（36-27+1=10日）、夏官侍郎の婁師徳を以て同平章事とす。師徳は寛厚にして清慎、犯し而るに校せず。李昭徳と俱に入朝し、師徳の體は肥え行くこと緩なり、昭徳は屢々之を待つも至らず、怒罵して曰く、

「田舎夫！」

師徳は徐に笑いて曰く、

「師徳は田舎夫為らざれば、誰か當に之為るべし！」

其の弟は代州刺史に除せられ、將に行かんとし、師徳は謂つて曰く、

「吾は位に宰相に備わり、汝は復た州牧と為る、榮寵過盛なるは、人の疾む所也、將に何を以て自ら免かれん？」

弟は長跪して曰く、

「今より人の某それがしの面に唾する有りとは雖も、某は之を拭い而して已む、庶わくは兄の憂いと為さんや。」  
師徳は愀然として曰く、

「此れ吾が憂いと為す所以也！人が汝の面に唾するは、汝に怒れる也。汝が之を拭えば、乃ち其の意に逆うなり、其の怒りを重くする所以なり。夫れ唾は、拭わずして自ら干くかわ、當に笑い而して之を受くべし。」

■**[安金藏の割腹で睿宗助かる]**甲寅（50-27+1=24日）、前尚方監（少府監を改める）の裴匪躬、内常侍（内侍省に内常侍六人あり、正五品下、漢の中常侍）の范雲仙は私に皇嗣に謁するに坐して、市に腰斬せらる。是より公卿以下皆な見ゆるを得ず。又た、

「皇嗣は潜に異謀有り」

と告げる者有り、太后は來俊臣に命じて其の左右を鞠せしめ、左右は楚毒（酷刑）に勝えず、皆な自ら誣いんと欲す。太常工人（時に公卿は皇嗣に会えず、唯工人のみ左右に有るを得る）の京兆の安金藏は大呼して俊臣に謂つて曰く、

「公は既に金藏之言を信じず、請う心を剖きて以て皇嗣の反せざるを明らかにせん。」

即ち佩刀を引いて自ら其の胸を剖き、五藏は皆な出で、流血して地を被う。太后は之を聞き、擧して宮中に入れ令め、醫をして五藏を内れ、桑皮の線を以て之を縫い、傳えるに藥を以てせ使め、經宿にして始めて蘇る。太后は親ら臨みて之を視、歎じて曰く、

「吾は子有り自ら明かにする能わず、汝をして此に至ら使む。」

即（既×）ち俊臣に命じて推を停めしむ（其の獄を停めて復た推鞠せざるなり）。睿宗は是に由り免るるを得る。

■舉人が《老子》を習う（202巻高宗の上元元年に始める）を罷め、更に太后の造る所の《臣軌》を習わしむ。

**新羅** ■ **[新羅王継承]** 二月、丙子（12+60-54+1=19日）、新羅王の政明は卒し、遣使して其の子の理洪を立てて王と為す。

■ **[錦を禁ず]** 乙亥（11+60-54+1=18日）、人間の錦を禁ず。侍御史の侯思止は私に錦を畜える、李照徳は之を按じ、朝堂に杖殺す。

■ **[嶺南の流人問題の緩和]** 或は告ぐ、

「嶺南の流人は反を謀る」

と、太后は司刑評事の萬國俊を遣わして監察御史を攝し就きて之を按ぜしむ。國俊は廣州に至り、悉く流人（流入×）を召し、制を矯めて自盡を賜う。流人は號呼して服せず、國俊は驅りて水曲に就き、盡く之を斬り、一朝三百餘人を殺す。然る後に詐りて反狀を為りて、還りて奏す、因りて言う、

「諸道の流人は、亦た必ず怨望して反を謀る者有り、早く誅せざる可からず。」

太后は喜び、國俊を擢んで朝散大夫と為し、侍御史を行わしむ。更に右翊衛（武徳四年に已に左右翊衛を改めて左右衛と為す。翊の字は疑うに衍ならん）兵曹參軍（五府の武官の宿衛の番第を掌る。其の名数を受け、大將軍これを配す）の劉光業、司刑評事の王德壽（12-033p）、苑南面監丞（唐の京都の苑に各々四面監有り。監各々一人從六品下、副監一人從七品下、丞一人正八品下、各々管する所の面の苑内に宮館園池と其の種植修葺の事を掌る。丞は監事を判するを掌る）の鮑思恭、尚輦直長の王大貞、右武威衛兵曹參軍の屈貞筠を遣わして皆な監察御史を攝せしめ、諸道に詣りて流人を按ぜしむ。光業等は國俊の多く殺し賞を蒙るを以て、争いて之に效い、光業は七百人を殺し、德壽は五百人を殺し、自餘の少なき者は百人を減ぜず、其の遠年雜犯の流人も亦た之と俱に斃れる。太后は頗る其の濫れるを知り、制す、

「六道の流人の未だ死せざる者は家屬を並せて皆な郷里に還るを聽す。」

國俊等も亦た相繼いで死し、或は罪を得て流竄す。

■ **[蘇干の誅殺]** 來俊臣は冬官尚書の蘇干を誣い、魏州に在りて琅邪王の冲(前卷垂拱四年に挙兵)と通謀すと雲い、夏、四月、乙未(31+60-56+1=?)、之を殺す。

■ **[山東の水害]** 五月、癸丑(49-25+1=25日)、棣州(武徳四年に滄州の厭次・陽信・滴河・樂陵を分けて棣州を置く。山東省濟南道惠民県の南七十里、現・浜州市惠民県)の河は溢れ、二千餘家を流す。

■ 秋、九月、丁亥(元嘉曆一致、23-23+1=1日)朔、日之を食する有り。

■ 魏王の承嗣等五千人は表請して尊號を加えて金輪聖神皇帝と曰う。

■ **[七寶を作る]** 乙未(31-23+1=9日)、太后は衛象神宮に御し、尊號を受け、天下に赦す。金輪等七寶(金輪寶・白象寶・女寶・馬寶・珠寶・主兵臣寶・主藏臣寶)を作り、朝會の毎に、之を殿庭に陳ねる。

■ **[三世を追尊す]** 庚子(36-23+1=14日)、昭安皇帝を追尊(太后は又其の三世を追尊す)して渾元昭安皇帝と曰い、文穆皇帝を立極文穆皇帝と曰い、孝明高皇帝を無上孝明高皇帝と曰い、皇后は帝號に従う。

■ 辛丑(37-23+1=15日)、文昌左丞、同平章事の姚璿を以て司賓卿と為し、政事を罷む。司賓卿の萬年の豆盧(本姓は慕容氏、北地王精は北魏に降る。北人は婦義を謂って豆盧と為す。因りて以て氏と為す)欽望を以て内史と為し、文昌左丞の韋巨源を同平章事とし、秋官侍郎の吳人の陸元方を鸞台侍郎、同平章事と為す。巨源は、孝寬(宇文氏に事え名將となる)之の玄孫也。

## 則天順聖皇后中之上延載元年(甲午、694年)

■ 正月(前年十一月)、丙戌(22-22+1=1日)、太后は萬象神宮に享す。

**[突厥]** ■ **[突厥默啜可汗は立つ]** 突厥可汗の骨篤祿は卒し、其の子は幼く、弟の默啜は自立して可汗と為る。臘月(前年十一月)、甲戌(10+60-52+1=9日)、默啜は靈州を寇す。室韋(契丹の種類、其の南を契丹、北を室韋)は反し、右鷹揚衛大將軍の李多祚を遣わして撃ちて之を破る。

■ 春、一月、婁師徳を以て河源等の軍檢校營田大使と為す。

■ **[吐蕃]** **[突厥]** **[吐蕃突厥連合軍を破る]** 二月、武威道總管の王孝傑は吐蕃の[<sup>ぼつ</sup>文]論贊刃、突厥可汗の倭子(西突厥部の立てる所)等を洽泉及び大嶺(谷の名)に破り、各三萬餘人、碎葉鎮守使の韓思忠は泥熟俟斤等萬餘人を破る。

■ 庚午(6+60-51+1=16日)、僧の懷義を以て代北道行軍大總管と為し、以て默啜を討たしむ。

■ **[突厥]** **[突厥討伐軍の編成]** 三月、甲申(20-20+1=1日)、鳳閣舍人の蘇味道を以て鳳閣侍郎、同平章事と為し、李昭徳をして内史を檢校せしめ、更に僧懷義を以て朔方道行軍大總管と為し、李昭徳を以て長史と為し、蘇味道を司馬と為し、契苾明、(12-034p)曹仁師、沙吒忠義等十八將軍を帥いて以て默啜を討たしむ、未だ行かざるに、虜は退き而して止む。昭徳は嘗て懷義と事を議し、其の旨を失い、懷義は之を撻ち、昭徳は惶懼して罪を請う。

■ 夏、四月、壬戌(58-50+1=9日)、夏官尚書、武威道大總管の王孝傑を以て同鳳閣鸞台三品とす。

■ 五月、魏王の承嗣等二萬六千餘人は尊號を上りて越古金輪聖神皇帝と曰う。甲午(30-19+1=12日)、則天門樓に御して尊號を受け、天下に赦し、改元す。

■ **[西南蠻の内附す]** 天授中に、監察御史の壽春の裴懷古を遣わしてを安集せしむ。六月、癸丑(49-49+1=1日)、永昌(姚州の境に永昌有り、永昌郡の地に居る)蠻酋の蕪期(新唐書には董期に作る)は部落二十餘萬戸を帥いて

内附す。

■ **[韋什方の放逐]** 河内に老尼有り神都の麟趾寺に居り、嵩山の人の**韋什方**等と妖妄を以て衆を惑わす。

尼は自ら淨光如來と號し、雲う、

「能く未だ然らざるを知る」

と。**什方**は自ら雲う、

「吳の赤烏元年に生まれる。」

と。又た老胡有り亦た自ら五百歳と言ひ、雲う、

「**薛師**（僧懷義は本は馮小寶なり。太后は薛紹と昭穆を通ぜしむ。故に老胡は之を薛師という）を見ること已に二百年矣、容貌は愈々<sup>わか</sup>少し。」

太后は甚だ信じて之を重んじ、**什方**に姓の**武氏**を賜る。秋、七月、癸未（19-19+1=1日）、**什方**を以て正諫大夫、同平章事と為し、制して云う、

「軒代之**廣成**（黄帝軒轅氏の世の廣成子）に邁ぎ、漢朝之**河上**（河上公は其の姓名を知るもの莫し。漢の文帝の時、草を結びて庵を河の濱に為る。文帝は之に従いて老子を問う。川上公曰く、余は是經を注して以来、千七百餘年と）に逾える。」

八月、**什方**は山に還らんと乞ひ、制して罷めて之を遣る。

■ 戊辰（4+60-48+1=17日）、**王孝傑**を以て瀚海道行軍總管と為し、仍って朔方道行軍大總管の**薛懷義**の節度を受けしむ。

■ 己巳（5+60-48+1=18日）、司賓少卿の**姚璿**を以て納言と為す。左肅政中丞の原武の**楊再思**を鸞台侍郎と為し、洛州司馬の**杜景儉**を鳳閣侍郎と為し、並びて同平章事とす。

■ **[豆盧欽望と求禮の論争]** 豆盧欽望は請う、

「京官の九品（唐の制、一品は月俸八千、食料千八百、雜用千二百にして、以下九品の月俸千五十、食料は二百五十、雜用二百に至るまで、等差有り）已上は兩月の俸を輸し以て軍を贍<sup>にぎわ</sup>さん」

と、百官に轉帖（止だ一帖を書し、吏をして以て百官に轉示せしむ）し、拜表せ令む。百官は但だ赴拜し、何事なるかを知らず。拾遺王の**求禮**は**欽望**に謂って曰く、

「明公の祿は厚く、之を輸するも傷無し。卑官は貧迫す、奈何して其をして知ら使めざる而して之を欺き奪う乎？」

**欽望**は正色して之を拒む。既に上表し、**求禮**は進言して曰く、

「陛下の富は四海<sup>たも</sup>を有ち、軍國儲<sup>たくわ</sup>え有り、何ぞ貧官九品之俸<sup>か</sup>を藉り而して之を欺奪せんや！」

**姚璿**は曰く、

「**求禮**は大體を識らず。」

**求禮**は曰く、

「**姚璿**の如きは、大體を識ると為す者邪？」

事は遂に寢む。

■ 戊寅（14+60-48+1=27日）、鸞台侍郎、同平章事の**崔元綜**は事に坐して振州に流される。

■ **武三思**は四夷の酋長を帥いて銅鐵を鑄て天樞と為し、端門（洛陽皇城の正南門）之外に立て、功德を銘紀し、唐を黜けて周を頌せんと請う。**姚璿**を以て督作使と為す。諸胡は錢百萬億を聚め、銅鐵の足る能わざるを買（統は以）い、民間の農器を賦し以て之を足す。

■ 九月、壬午（18-18+1=1日）朔、日之を食する有り。

■ **[來俊臣の流罪、王弘義を杖殺]** 殿中丞（曹魏の初め、殿中監を置く。隋の煬帝は少監及び丞を置く）の**來俊臣**は賊

に坐し同州參軍に貶せらる。王弘義は瓊州に流され（12-035p）、詐りて敕して追還すと稱し、漢北に至り、侍御史の胡元禮は之に遇い、按驗し、其の奸狀を得、之を杖殺す。

■ [太后は李昭徳を憎む] 内史の李昭徳は太后の委遇（委任待遇）を恃み、頗る專權して氣を使う、人は多く之を疾む。前の魯王府の功曹參軍（正七品上、文官簿書考課陳設を掌る）の丘愔は上疏して之を攻め、其の略に曰く、

「陛下は天授以前は、萬機に獨斷す。長壽より以來、昭徳に委任し、機密に參奉し、可を獻じ否を替える。事は便利有るも、咨謀に預らざれば、<sup>かなら</sup>要<sup>かなら</sup>ず日を畫して（凡そ制敕は皆日を画して而る後に行う）將に行わんとするを待ち、方に乃ち別に駁異を生ず。專擅を揚露し、人に顯示し、美を歸し愆を引き、義は此くの如し（善は君を稱し、過は己を稱するは人臣の義なり）。」

又た曰く、

「臣は其の膽を觀るに、乃ち身より大に、鼻息の沖く所、上は雲漢を拂う。」

又た曰く、

「蟻穴は堤を壞し、針芒は氣を寫す、權重一たび去れば、之を收めること極めて難し。」

長上果毅（唐の六典に長上折衝果毅は應に宿衛すべき者は竝に一日上り、兩日下る）の鄧注は、又た《石論》數千言を著し、昭徳の專權之狀を述べる。鳳閣舍人の逢弘敏は取りて之を奏す、太后は是に由り昭徳を惡む。壬寅（38-18+1=2 1日）、昭徳を貶して南賓（南賓縣は欽州に屬す。本は漢の合浦縣の地。隋の開皇十八年に南賓縣を置く。広東省欽廉道靈山縣、現・広西壯族自治區北海市合浦縣）の尉と為す、尋いで又た死を免じて流竄す。

■ 太后は梨花一枝を出し以て宰相に示し、宰相は皆な以て瑞と為す。杜景儉は獨り曰く、

「今草木は黃落し、而して此は更に榮を發す、陰陽時ならず、<sup>とがめ</sup>咎は臣等に在り。」  
因りて拜謝す。太后は曰く、

「卿は真に宰相なり也！」

■ 冬、十月、壬申（11+60-47+1=2 5日）、文昌右丞の李元素を以て鳳閣侍郎と為し、右肅政中丞の周允元をして鳳閣侍郎を檢校せしめ、並びに同平章事とす。允元は、豫州人也。

■ [嶺南の獠は反す] 嶺南の獠は反し、容州（漢の合浦縣の地、隋は合浦郡の北流縣と為す。唐の武徳餘年に分けて銅州を置く。貞觀元年に容州と改める。廣西省蒼梧道容縣、現・広西壯族自治區玉林市容縣）都督の張玄遇を以て桂、永等州經略大使と為し以て之を討たしむ。

## 則天順聖皇后中之上天冊萬歲元年（乙未，695年）

■ 正月（元嘉曆前年十一月）、辛巳（元嘉曆 17-16+1=2 日）朔、太后は號を慈氏越古金輪聖神皇帝と加え、天下に赦し、改元して證聖とす。

■ [豆盧欽望らは李昭徳に連座して左遷] 周允元は司刑少卿の皇甫文備と奏す、

「内史の豆盧欽望、同平章事の韋巨源、杜景儉、蘇味道、陸元方は李昭徳に附會し、匡正する能わず」と、欽望は趙州（現・河北省石家莊市趙縣）に貶せられ、巨源は麟州（貞觀五年に置く、生羌、松州都督府に屬す、現・四川省、同盟で陝西省に置かれたのもある）に貶せられ、景儉は溱州（貞觀十六年に山洞を開き置く、黔州都督府に屬す、現・四川省重慶市近辺）に貶せられ、味道は集州（現・四川省巴中市南江縣）に貶せられ、元方は綏州（現・陝西省榆林市綏徳縣）刺史に貶せらる。

■ [僧の懷義の大像造營] 初め、明堂は既に成り、太后は僧の懷義（薛懷義、雍州鄠縣の出身。旧姓は馮。洛陽で売

葉を生業とする力士)に命じて夾紵(紵布を以て夾縫す)の大像(後の麻主)を作らしめ、其の小指中に猶ほ數十人を容れ(12-036p)、明堂の北に於いて天堂を構し以て之を貯<sup>たくわ</sup>える。堂始めて構し、風の摧く所と為り、更に之を構し、日に萬人を役し、木を江嶺に採り、數年之間、費す所は萬億を以て計り、府藏は之が為に耗竭す。懷義は財を用いるに糞土の如く、太后は一に之を聽し、問う所無し。無遮會(仏教の慈悲の精神に基づき、あらゆる人々に平等に施す法會)を作す毎に、錢萬緡を用いる。士女は雲集し、又た錢十車を散じ、之をして争いて拾わ使む、相い踏踐し死する者有り。所在の公私の田宅は、多く僧の有と為る。懷義は頗る宮に入るを厭い、多く白馬寺に居り、度する所の力士は僧と為る者は千人に滿つる。侍御史の周矩は奸謀有るを疑い、固く之を按之じるを請う。太后は曰く、

「卿は姑<sup>しばら</sup>く退くべし、朕は即ち往か令めん。」

矩は台に至り、懷義も亦た至り、乘馬して階に就き而して下り、床に坦腹す。矩は吏を召し將に之を按ぜんとし、遽に馬を躍らせ而して去る。矩は具に其の狀を奏し、太后は曰く、

「此の道人は風を病む、詰るに足らず、度する所の僧は、惟だ卿の處する所とするべし。」

悉く遠州に流す。矩を天官員外郎に遷す。

■ **〔懷義は自ら天堂を焼く〕** 乙未(31-16+1=16日)、無遮會を朝堂に作す、地を鑿ち坑を為り、深さ五丈、綵を結びて宮殿、佛像を為り皆な坑中に於いて之を引き出し、

「地より湧き出ず。」

と雲い、又た牛を殺して血を取り、大像を畫き、首の高さは二百尺、雲う、

「懷義は膝の血を刺して之を為る。」

丙申(32-16+1=17日)、像を天津橋の南に張り、齋を設ける。時に御醫の沈南璆も亦た幸を太后に得、

懷義は心に慍<sup>うら</sup>み、是の夕べ、密に天堂を焼き、延(延焼)して明堂に及ぶ。火は城中を照らすこと晝の如く、明ける比おい皆な盡き、暴風は血像を裂きて數百段と為す。太后は恥じ而して之を諱み、但だ雲う、

「内作の工徒は誤りて麻主(夾紵の大像)を焼き、遂に明堂に渉る。」

時に方に酺宴し、左拾遺の劉承慶は朝を輟め酺を停め以て天譴に答えんと請う、太后は將に之に従わんとす。姚璆は曰く、

「昔成周の宣榭(左傳の宣公の十五年夏、成周の宣榭、火ありと。斑書に曰く、榭は以て樂器を藏する所、宣は其の名なりと)は、代をトして愈々隆んなり。漢武の建章(漢の武帝の時に柏梁臺に災あり、乃ち大いに建章を營む。姚璆は二事を引いて傳えるに己の説を持ってし、以て君の惡に逢う)の、盛徳は彌々永し。今明堂は布政之所なり、宗廟に非ざる也、應に自ら貶損すべからず。」

太后は乃ち端門に御し、酺を觀ること平日の如し。命じて更めて明堂、天堂を造らしめ、仍ほ懷義を以て使に充つ(非?、続は非無し)。又た銅を鑄て九州の鼎(神都鼎は豫州と曰い、高さ一丈八尺、千八百石を受け、冀州鼎は武興と曰い、雍州鼎は長安、兗州鼎は日觀、青州鼎は少陽、徐州鼎は車源、楊州鼎は江都、荊州鼎は江陵、梁州鼎は成都と曰う。八州の鼎は高さ一丈四尺、各々千二百石を受ける)及び十二神(干支の十二)を為らしめ、皆な高さ一丈、各々其の方に置く。

■ **〔河内の老尼と武仕方〕** 是より先、河内の老尼は晝は一麻一米を食し、夜は則ち烹宰宴樂し、弟子百餘人を畜え、淫穢為さざる所靡し。武仕方は自ら言う、

「能く長年の藥を合わす」

と、太后は遣わして驛に乗り嶺南に於いて藥を採らしむ。明堂の火あるに及び、尼は入りて太后に唁<sup>と</sup>むらう、太后は怒りて之を叱して、曰く、

「汝は常に言う、能く前知すると、何を以て明堂の火あるを言わざるや？」

因りて斥けて河内に還し、弟子及び老胡等は皆な逃散す。又た其の奸を發く者有り、(12-037p) 太后は乃ち復た尼を召して麟趾寺に還らしめ、弟子は畢く集まり、給使(北齊の内職に散給使五十人有り、唐は之に因る。内給使を置く事常員無し。宮闈局に属す。凡そ宦人の官品無き者は内敎使と称す。又小給使学生五十人有り)に敎して掩捕せしめ、盡く之を獲たり、皆な没して奴婢と為す。什方は還り、偃師(河内県は河南府に属し、洛城の東六十里、現・洛陽市偃師区)に至り、事露われるを聞き、自ら絞りて死す。

■ **【劉承慶の上疏】** 庚子(36-16+1=21日)、明堂火あるを以て廟に告げ、制を下して直言を求め。劉承慶は上疏して、以為く、

「火發するは既に麻主に従い、後に總章に及び、營む所の佛捨は、恐らくは勞して益無く、請う之を罷めん。又た、明堂は天人を統和する所以なり、一旦焚毀すれば、臣下は何の心か猶ほ酺宴を為さん！憂喜相い争い、情性を傷つく。又た、陛下は制を垂れて博く訪ね、至理を陳べるを許し、而るに左史の張鼎は以為く、今既に火は王屋に流れ(武王は紂を伐ち、既に河を渡る。火有り、玉屋に至り、流れて鳥と為る)、彌々大周之祥を顯わすと、通事舍人の逢敏は奏して稱す、彌勒の成道の時に天魔有り宮を燒き、七寶台は須臾にして散壞すと、斯れ實に諂妄之邪言にして、君臣之正論に非ず。伏して願わくは陛下は乾乾(易に曰く、君子は終日乾乾、夕べに惕若たり。)翼翼(詩に曰く、小心翼翼と)として、天人之心に戻り而して不急之役を興す無からんことを、則ち兆人は頼を蒙り、福祿窮り無し。」

■ **【劉知幾の四事の上表】** 獲嘉(本は汲県の新史郷、漢の武帝は行幸して此れを過ぎ、呂嘉を獲と聞き、獲嘉を置く。唐は懷州に属す。河南省河北道獲嘉、現・新郷市獲嘉県)の主簿の彭城(徐州)の劉知幾は表して四事を陳ず。其の一に以為く、

「皇業は權輿(始まる)し、天地開闢し、嗣君は即位し、黎元更始すれば、則ち時に非常之慶を藉り、以て再造之恩を申ぶ。今六合清晏にし而も赦令息まず、近きは則ち一年に再び降り、遠きは則ち毎歲遺す無し、法に違ひ禮に悖(もと)る之徒、無頼不仁之輩に至りては、戸に編すれば則ち寇攘を業と為し、官に當れば則ち贓賄を是れ求む。而して元日之朝、天澤をし、重陽之節には、皇恩を降すを俸つ、其の付度するが如し、鹹な果たして釋免せらるるや。或は名は結正に垂々とし、罪は將に斷決せんとする有り、竊に貨賄を行い、方便して規求し、故に稽延を致し、畢に寬宥を沾う。用って俗をして頑悖多く、時をして廉隅罕なら使む、善を為す者は恩光に預らず、惡を作す者は獨り微幸を承ける。古語(太宗も嘗てこの言を引く)に曰く、『小人之幸いは、君子之不幸なり。』斯之謂い也。望むらくは陛下は而今而後、頗る赦を節し、黎氓をして禁を知り、奸宄をして肅清なら使めんを。」

其の二に以為く、

「海内の具僚の九品以上は、毎歲赦に逢えば、必ず階勳(唐の制は文散階は二十九、武散階も二十九、勳級は十二轉)を、朝野の宴集、公私の聚會に於いて、緋服(上元に敎して四品は深緋を服し、五品は淺緋を服し、九品は深青を服せしむ)は青衣よりも衆く、像板(唐の制は、五品以上は笏に象牙を用い、九品以上は木を用いる)は木笏よりも多きに至る。皆な榮は德舉に非ず、位は才升罕なり、知らず何者を妍蚩と為し、何者を美惡と為すかを。臣は望むらくは今より以後、稍く私恩を息め、善有る者をして逾々忠勤を效し、才無き者をして咸な勉勵することを知ら使めんことを。」

其の三に以為く、

「陛下は臨朝して極を踐み、取士を取ること太いに廣く、六品以下は職事の清官は、遂に乃ち之を土芥に方べ、之を沙礫に比す、若し遂に沙汰を加えず、(12-038p) 臣は恐る有皇風を穢す有らんことを。」

其の四に以為く、

「今之牧伯は遷代太だ速く、倏ち來り忽ち往き、蓬轉萍流す、既に苟縣之謀を懷き、何ぞ循良之政に暇

あらん！望むらくは今より刺史は三歳以上に非ざれば官を遷す可からず、仍ほ功過を明察し、尤も賞罰を甄<sup>わか</sup>たんことを。」

疏は奏され、太后は頗る之を嘉す。是の時官爵は得易く而も法網は嚴峻なり、故に人競いて趨進を為し而して多く刑戮に陥る、知幾は乃ち《思慎賦》を著し以て時を刺し志を見わす焉。丙午（42-16+1=27日）、王孝傑を以て朔方道行軍總管と為し、突厥を撃たしむ。

■春，二月，己酉（45-45+1=1日、元嘉曆一致）朔，日之を食する有り。

■**【僧の懷義の暗殺】**僧の懷義は益々驕恣し、太后は之を惡む。既に明堂を焚き、心は自ら安んぜず、言は不順多し。太后は密に宮人の力有る者百餘人を選び以て之を防ぐ。壬子（48-45+1=4日）、之を瑤光殿の前の樹下に執り、建昌王の**武攸寧**をして壯士を師いて之を毆殺せ使め、屍を白馬寺に送り、之を焚き以て塔を造る。

■甲子（60-45+1=16日）、太后は「慈氏越古」之號を去る。

■三月，丙辰（52-44+1=9日）、鳳閣侍郎、同平章事の**周允元**は薨ず。

■**【大周萬國頌徳天樞の完成】**夏，四月，天樞（其の制は柱の如し）は成る、高さは一百五尺、逕は十二尺、八面は、各々徑五尺。下に鐵山を為り、周は百七十尺、銅を以て蟠龍を為り麒麟は之を縈繞す。上に騰雲承露盤を為り、逕は三丈、四龍は人立して火珠を捧げ、高さ一丈。工人毛婆羅は模を造り、**武三思**は文を為り、百官及び四夷の酋長の名を刻し、太后は自ら其の榜に書して曰く「大周萬國頌徳天樞」。

**吐蕃**■**【吐蕃は臨洮を寇す】**秋，七月，辛酉（57-42+1=16日）、吐蕃は臨洮を寇し、王孝傑を以て肅邊道行軍大總管と為し以て之を討たしむ。

■九月，甲寅（50-41+1=10日）、太后は天地を南郊に合祭し、號の**天冊金輪大聖皇帝**を加え、天下に赦し、改元す。

**突厥**■冬，十月，突厥の默啜は遣使して降を請い、太后は喜び、左衛大將軍、歸國公を冊授す。

## 則天順聖皇后中之上萬歲通天元年（丙申，696年）

■**【武后のさらなる權威づけ】**臘月（元嘉曆前年十二月）、甲戌（10-10+1=1日）、太后は神都を發す。甲申（20-10+1=11日）、神岳（嵩山）に封ず。天下に赦し、改元して萬歲登封とす、天下の百姓は今年の租税を出ざる無からしむ。大酺すること九日。丁亥（23-10+1=14日）、少室（嵩山三十六峯の東なるを太室、西なるを少室という。相い去ること十七里。室というは上下に各々石室有り。少室は高さ860丈、方十里、太室よりやや小）に禪す。己丑（25-10+1=16日）、朝覲壇に御し賀を受ける。癸巳（29-10+1=20日）、宮に還る。甲午（30-10+1=21日）、太廟に謁す。

■**【武攸緒は嵩山に優遊す】**右千牛衛將軍の安平王の**武攸緒**は、少くして志行有り、恬澹寡慾なり、中岳に封じるに扈從して還り、即ち官を棄てて、嵩山之陽に隠れんことを求む。太后は其の詐りなるを疑うも、之を許し、以て其の為す所を觀る。攸緒は遂に巖壑に優遊し、冬は茅椒（之を編みて室を為し性暖にして以て寒を禦ぐ可し）に居り、夏は石室に居り、一に山林之士の如し。太后の賜わる所及び王公の遺る所の野服器玩は、攸緒は一に皆な之を置きて用いず、塵埃は凝積す。田を買い奴をして耕種せ使め、民と異なる無し。

■**吐蕃**春，一月，甲寅（50-40+1=11日）、**婁師徳**を以て肅邊道行軍副總管と為し、吐蕃を撃たしむ。己巳（5+60-40+1=26日）、師徳を以て左肅政大夫と為し、知政事は故の如し。

■長安の崇尊廟（前卷天授元年にあり）を改めて太廟と為す。

■二月，辛巳（17-9+1=9日），神岳天中王を尊びて神岳天中黄帝と為し，靈妃を天中黄后と為し，啟を為齊聖皇帝と為す。啟母神（夏后啓母石は嵩山に在り）を封じて玉京太后と為す。

■吐蕃 [唐軍は吐蕃に大敗] 三月，壬寅（38-39+1=0、元嘉曆と1日ズレか、1日か），王孝傑、婁師徳は吐蕃の將の論欽陵贊婆と素羅汗山（洮州の境、現・甘肅省甘南チベット族自治州臨潭県周辺）に戦い，唐兵は大いに敗れる。孝傑は坐して免ぜられて庶人と為り，師徳は原州員外司馬に貶せらる。師徳は因りて移牒を署し，驚いて曰く、

「官爵は盡く無き邪？」

既に而して曰く、

「亦た善し，亦た善し！」

復た意に介せず。

■ [新明堂の完成] 丁巳（53-39+1=15日），新明堂は成り，高さ二百九十四尺，方三百尺，規模は率ね舊よりも小なり。上に金塗りの鐵鳳を施し，高さ二丈，後に大風の損する所と為る。更に銅火珠を為り，群龍は之を捧げ，號して通天宮と曰う。天下に赦し，改元して萬歲通天とす。

■ [大食の師子献上を断る] 大食（イスラム）は師子を獻じんと請う。姚璿は上疏して，以為く、  
「師子は専ら肉を食す，遠道傳致すれば，肉は既に得難く，極めて勞費を為さん。陛下は鷹犬蓄えず，漁獵悉く停む，豈に身に菲薄にし而して獸に厚く給する容けんや！」  
乃ち之を卻く。

■ 檢校夏官侍郎の孫元亨を以て同平章事とす。

## 【營州の契丹の反乱・自立】

■契丹 [契丹の李盡忠・孫萬榮の反乱] 夏，五月，壬子（48-38+1=11日），營州（後漢の末に遼西の烏丸蹋頓の居る所なり。北魏では平州の界に遼西郡を置く。北周は北齊を平らげ、猶ほ高寶寧の拠る所と為る。隋は討ちて寶寧を平らげ、始めて營州松漠都督府及び歸誠州を置く。太宗は内属の契丹の部落を以て置く。熱河特別区域熱河道朝陽県治、現・遼寧省朝陽市）の契丹の松漠都督の李盡忠、歸誠州刺史の孫萬榮は兵を擧げて反し，攻めて營州を陥し，都督の趙文翻を殺す。盡忠は，萬榮之妹の夫也，皆な營州の城側に居る。文翻は剛愎にして，契丹は饑えれども賑給を加えず，酋長を視ること奴僕の如く，故に二人は怨み而して反す。乙丑（1+60-38+1=24日），左鷹揚衛將軍の曹仁師、右金吾衛大將軍の張玄遇、左威衛大將軍の李多祚、司農少卿の麻仁節等二十八將を遣わして之を討たしむ。秋，七月，辛亥（47-37+1=11日），春官尚書の梁王の武三思を以て榆關（勝州の界にあり、突厥と接す、契丹に備える所以に非ざるなり。營州城の西480里に榆關守捉城有り、所謂臨渝の險なり。榆は渝にすべし。史はこれより以後、多く渝を榆に作る。今の山海関、現・河北省秦皇島市山海関区海陽鎮）道安撫大使と為し，姚璿を之に副とし，以て契丹に備えしむ。李盡忠を改めて李盡滅と為し，孫萬榮を孫萬斬と為す。

■契丹 [契丹の無上可汗] 盡忠録は自ら無上可汗と稱し，營州に據り，萬榮を以て前鋒と為し，地を略し，向かう所皆な下り，旬日にして，兵は數萬に至り（12-040p），進みて檀州（漢の漁雍郡、隋の開皇十六年に置く。現・北京直轄市密雲区）を圍み，清邊前軍副總管の張九節は撃ちて之を卻く。

■契丹 [契丹の陷牢に嵌り再々全滅] 八月，丁酉（33-6+1=28日），曹仁師、張玄遇、麻仁節は契丹と碓石谷（平州に東西二碓石有り）に戦い，唐兵は大敗す。是より先，契丹は營州を破り，唐の俘數百を獲，之を地牢に囚え，唐兵の將に至らんと聞き，守牢 [雨習] をして之を給いて曰わ使む、  
「吾が輩の家屬は，饑寒して自ら存する能わず，唯だ官軍の至るを俟ちて即ち降る耳。」

既に而して契丹は其の俘を引き出し、飼うに糠粥を以てし、之を慰勞して曰く、

「吾は汝を養うに則ち食無し、汝を殺すは又た忍びず、今汝を縦して去らしむ。」

遂に之を釋す。俘は幽州に至り、具に其の狀を言い、諸軍は之を聞き、争いて先ず入らんと欲す。黄獐谷（西碛石にあり）に至り、虜も又た老弱を遣わして迎え降らしめ、故に老牛瘦馬を道側に遣わす。仁師等三軍は歩卒を棄て、騎兵を將いて輕進（続は先進）す。契丹は伏を設けて之を横撃し、飛索以て玄遇、仁節を〔糸踢〕（足の代わりに糸の字、たおす、投げ縄捕獲網）し、之を生け獲りにし、將卒の死者は山谷を埋め、脱るる有る者は鮮し。契丹は軍印を得、詐りて牒を為り、玄遇等をして之に署せ令め、總管の燕匪石、宗懷昌等に牒して云う、

「官軍は已に賊を破る、若し營州に至れば、軍將皆な斬り、兵は勳を叙せざらん。」

匪石等は牒を得、晝夜兼行し、寢食に遑あらず以て之に赴き、士馬は疲弊す。契丹は兵を伏せ中道に於いて之を邀え、全軍皆な没す。

#### ■〔系囚を契丹討伐に解放策〕九月、制す、

「天下の系囚及び士庶の家奴の驍勇なる者は、官は其の直を償いて、發して以て契丹を撃たしむ。」

初め山東の近邊の諸州をして武騎團兵を置か令め、同州刺史の建安王の武攸宜を以て右武威衛大將軍と為し、清邊道行軍大總管に充て、以て契丹を討たしむ。

#### ■〔陳子昂は系囚解放策に反対〕右拾遺の陳子昂は攸宜の府の參謀為り、上疏して曰く、

「恩制は天下の罪人を免じ及び諸色の奴を募りて兵に充て契丹を討撃せしめ、此れ乃ち捷急之計にして、天子之兵に非ず。且つ比來刑獄久しく清く、罪人は全く少なし、奴は多く怯弱にして、征行に慣れず、縦い其れ募集すれども、未だ用うる可きに足らず。況んや當今天下の忠臣勇士は、萬分に未だ其の一を用いず、契丹の小孽（小さな禍）は、命を假りて誅を待つをや、何ぞ免罪して奴を贖うを勞して、國の大體を損せんや！臣は恐る、此の策天下に威示す可からざらんことを。」

**突厥** ■〔涼州都督の許欽明は突厥捕虜〕丁巳（53-36+1=1 8日）、突厥は涼州を寇し、都督の許欽明を執る。欽明は、紹（凌烟閣の二十四功臣の列に預る）之曾孫也。時に出でて部を按ず、突厥の數萬は城下に奄至し、欽明は拒み戦い、虜とする所と為る。

■契丹〔許欽寂は城中に頑張れと謂って殺される〕欽明の兄の欽寂は、時に龍山（慕容氏の和龍の山）軍の討撃副使為り、契丹と崇州（奚州なり。武德五年に饒樂都督府の可汗部を分けて置く。貞觀三年に徙りて營州の廢陽師鎮に治す。京兆通泉の東）に戦い、軍は敗れ、擒にせらる。虜（虎×）は將に安東を圍まんとし、欽寂をして其の屬城の未だ下らざる者を説か令む。安東都護（高宗の總章元年に安東都督府を平壤城に置く。上元元年に遼東郡の故城に徙る。儀鳳二年に又た新城に徙る。天寶二年に遼西の故都城に徙す。疑うらくは此の時已に平州に徙りしならん。宋白曰く、營州の東南270里保定軍有り、旧の安東都護府なり）の裴玄珪は城中に在り、欽寂は謂って曰く、

「狂賊天殃は（12-041p）、滅びんこと朝夕に在り、公は但だ兵を勵まし謹しみ守り以て忠節を全くすべし。」

虜は之を殺す。

#### 【吐蕃と澠々親交】

**吐蕃** ■〔吐蕃と唐の駆け引き〕吐蕃は復た遣使して和親を請い、太后は右武衛胄曹參軍（兵械公廩の興善罰諱を掌る。大朝會行従には、黃質甲鐵弓矢を衛尉に受ける）の貴郷の郭元振を遣わして往きて其の宜を察せしむ。吐蕃の將論の欽陵は安西の四鎮の戍兵（長壽元年に於く）を罷めんと請い、並せて十姓の突厥（五咄陸。五弩失畢）之地

を分かつんと求める。元振は曰く、

「四鎮、十姓は吐蕃と種類は本殊なり、今唐の兵を罷めんと請い、豈に兼併之志有るに非ず乎？」

欽陵は曰く、

「吐蕃は苟くも土地を貪り、邊患を為さんと欲せば、則ち東して甘、涼を侵さん、豈に肯えて利を萬里之外に規らん邪！」

乃ち使者を遣わして元振に隨い入りて之を請わしむ。

■ **〔郭元振は吐蕃を緩めるを主張〕** 朝廷は疑いて未だ決せず、元振は上疏して、以為く、

「欽陵は兵を罷め地を割かんことを求め、此れ乃ち利害之機なり、誠に輕々しく舉措する可からざる也。今若し直ちに其の善意を拒めば、則ち邊患を為すこと必ず深し。四鎮之利は遠く、甘、涼之害は近し、深く圖らざる可からざる也。宜しく計を以て之を緩くすべし、其の和望をして未だ絶えざら使め則ち善し矣。彼の四鎮、十姓は、吐蕃之甚だ欲する所也、而して青海、吐谷渾（吐蕃に没すること 202 卷高宗咸亨三年にあり、薛仁貴は大非川に敗れ、青海亦た欲す）も、亦た國家之要地也、今之に報ずるには宜しく曰うべし、『四鎮、十姓之地は、本は中國に用無し、兵を遣わして之に戍する所以は、以て西域を鎮撫し、吐蕃之勢いを分け、力を並せて東侵するを得ざら使めんと欲する也。今若し果たして東侵之志無ければ、當に我が吐谷渾の諸部及び青海の故地に歸すべし、則ち五俟斤（西突厥の五弩失畢部に各々酋長有り、五俟斤という）部も亦た當に以て吐蕃に歸すべし。』此くの如く則ち以て欽陵之口を塞ぐに足らん、而して亦た未だ之と絶たざる也。若し欽陵が小しく乖違有れば、則ち曲は彼に在り矣。且つ四鎮、十姓は款附すること歲（続は日）久し、今未だ其の情之向背、事之利害を察せず、遙かに割き而して之を棄てば、恐らくは諸國之心を傷けん、四夷を御する所以に非ざる也。」

太后は之に従う。

■ **〔吐蕃への離間の計〕** 元振も又た上言す、

「吐蕃の百姓は徭戍に疲れ、早く和親するを願う。欽陵は兵を専制するに利あり、獨り款を歸するを欲せず。若し國家歲ごとに和親の使いを發し、而して欽陵は常に命に従わず、則ち彼の國之人は欽陵を怨むこと日々に深し。國恩を望むこと日々に甚だしく、設し其の徒を大舉せんと欲するも、固より亦た難からん矣。斯れ亦た離間之漸なり、其の上下をして猜阻し、禍亂をして内に興ら使む可し矣。」

太后は深く之を然りとす。元振の名は震、字を以て行わる。

■ 庚申（56-36+1=2 1 日）、并州長史の王方慶を以て鸞台侍郎と為し、殿中監の萬年の李道廣と並せて同平章事とす。

### 【突厥に契丹を討たせる】

突厥 ■ **〔突厥と組んで契丹を討つ〕** 突厥の默啜は太后の子と為るを請い、並せて其の女の為に昏を求め、悉く河西の降戸を歸し、其の部衆を帥い國の為に契丹を討たんとす。太后は豹韜衛（龍朔に左右屯衛を改めて左右武衛と為し、光宅に又改めて左右豹韜衛と為す）大將軍の閻知微、左衛郎將の攝司賓卿の田歸道を遣わして默啜に左衛大將軍、遷善可汗を冊授す。知微は、立德（巧思と以て稱せらる）之孫。歸道は、仁會（良吏）之子也。（12-042p）

契丹 ■ **〔契丹の孫萬榮が後継〕** 冬、十月、辛卯（27-5+1=2 3 日）、契丹の李盡忠は卒し、孫萬榮は代わりて其の衆を領す。

突厥 契丹 ■ **〔突厥の默啜は契丹を襲う〕** 突厥の默啜は間に乘じて松漠を襲い、盡忠、萬榮の妻子を虜と

し而して去る。太后は進めて默啜を拜して頡利利施大單于、立功報國可汗と為す。

**契丹** ■ **[孫萬榮は復た振り、河北は震動]** 孫萬榮は餘衆を收合し、軍勢は復た振り、別帥の駱務整、何阿小を遣わして前鋒と為し、攻めて冀州を陥し、刺史の陸寶積を殺し、吏民(吏居×)を屠ること數千人。又た瀛州を攻め、河北は震動す。制して彭澤令の狄仁傑(長壽元年に彭澤令)を起こして魏州刺史と為す。前刺史の獨孤思莊は契丹の猝に至るを畏れ、悉く百姓を驅りて城に入れ、守備を繕修せしむ。仁傑は至り、悉く遣りて農に還して、曰く、

「賊は猶ほ遠くに在り、何の是くの如く煩わさん！萬一賊來たらば、吾は自ら之に當らん。」

百姓は大いに悦ぶ。時に契丹は入寇し、軍書填委し、夏官郎中の硤石(北魏の太和十一年に崑陵に崑県を置き、恒農郡に属す。隋は併せて熊耳県に入れ、河南郡に属す。唐の武徳四年に移りて硤石塢に治す。因りて更めて硤石と為す。河南省河洛道陝県の東南、現・三門峡市陝州区)の姚元崇は剖析すること流れるが如く、皆な條理有り、太后は之を奇として、擢んで夏官侍郎と為す。

■ **[徐有功の復活]** 太后は徐有功(長壽二年に除名せらる)が法を用いるに平らかなると思ひ、擢んで左台殿中侍御史に拜し、遠近(続は欠如)の聞く者は相い賀せざるは無し。鹿城主簿の宗城の潘好禮は論を著わして、有功を稱す、

「道を蹈むに仁に依り、固く誠節を守り、貴賤死生を以て其の操履を易えず。」

客問を設けて曰く、

「徐公は今に於いて誰か與に比を為さん？」

主人は曰く、

「四海は至って廣く、人物は至って多し、或は跡を匿し光を韜まん、僕は敢えて誣いず、若し聞見する所は、則ち一人に而して已む、當に古人の中に於いて之を求むべし。」

客は曰く、

「張釋之は何如？」

主人は曰く、

「釋之が行う所の者は甚だ易く、徐公の行う所の者は甚だ難し。難易之間は、優劣見わる矣。張公は漢文之時に逢い、天下は無事なり、高廟の玉環を盗み及び渭橋に馬を驚かすが如きに至りては、法を守る而して已む、豈に易からざる哉！徐公は革命之秋に逢い、惟新之運に屬し、唐朝の遺老は、或は禍心を包藏し、人主をして疑い有ら使む。周興、來俊臣の如きは、乃ち堯の年之四凶也、惡言を崇飾し以て盛徳を誣う。而るに徐公は死を守り道を善くし、深く相い明白し、幾たびか囹圄に陥り、數々網羅に掛る、此れ吾子の聞く所なり、豈に難からざる哉！」

客は曰く、

「司刑卿と為ら使めば、乃ち其の才を展べるを得ん矣。」

主人は曰く、

「吾子は徒だ徐公が法を用いるの平允なるを見、司刑に置く可しと謂う。僕は其の人を睹(続は觀)るに、方寸之地、何ぞ容れざる所、若し其れ之を用いれば、何事か可ならん、豈に直に司刑に而して已むのみ哉！」

令和7年2月14日 翻訳開始 9334文字

令和7年2月21日 翻訳終了 24102文字